

# 大分県報

平成三十年  
第二九六〇号  
二月二十三日

(金曜日)

## 目次

告示	九
生活保護法等による医療機関の指定	一
生活保護法等による指定医療機関の所在地変更	二
生活保護法等による指定医療機関の休止	二
生活保護法等による指定医療機関の廃止	二
生活保護法による指定医療機関の再開	三
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定	四
急傾斜地崩壊危険区域の廃止	五
警察本部訓令	六
警察通信指令技能検定に関する規程の一部改正	六
都市計画事業の事業計画変更認可	九

## ○告示

### 大分県告示第百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成三十年二月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

平成三十年二月二十三日

大分県報(告示)

一

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
玖珠耳鼻咽喉科医院	玖珠九重行政事務組合	玖珠郡玖珠町大字帆足二二二一四	平一九・四・二
末宗内科医院	末宗康宏	別府市上田の湯町一三十三	平二七・七・一
耳鼻咽喉科辛島医院	辛島惟子	中津市殿町三丁目一四二二	"
佐伯保養院	医療法人仁恵会	佐伯市東町二七一一二	"
ミタライクリニック	御手洗俊三	佐伯市蒲江大字蒲江浦二四九四一	"
伊藤循環器内科クリニック	医療法人I C C	佐伯市長島町四丁目一七	"
杵築市立山香病院	杵築市	杵築市山香町大字野原一六一二一一	"
後藤耳鼻咽喉科医院	医療法人後藤耳鼻咽喉科医院	豊後大野市三重町市場九八七一六	"
菅尾医院	医療法人菅尾医院	豊後大野市三重町浅瀬三九四九	"
石部歯科	石部純	宇佐市大字長洲五四五	"
倉成歯科医院	倉成一宏	玖珠郡玖珠町大字森三八一二	"
合資会社草野薬局	合資会社草野薬局	日田市豆田町一一一一	"
きつき訪問看護ステーション	社会福祉法人ひまわり	杵築市大字大内字塩浜七七〇一一一	"
杵築市山香訪問看護ステーション	杵築市	杵築市山香町大字野原一六一二一一	"
みえ訪問看護ステーション	社会医療法人婦巖会	豊後大野市三重町赤嶺一二五九	"
森田歯科クリニック	森田了	中津市永添上ノ原二七六五一〇七	平三〇・一・一

ながの歯科医院	医療法人ながの 歯科医院	中津市大字上池永二八〇― 八	"
医療法人秋芳会秋吉 病院	医療法人秋芳会	日田市豆田町五―二〇	平二八・五・一
津久見市医師会立津 久見中央病院	一般社団法人津 久見市医師会	津久見市大字千怒六〇―一	平二八・八・一
社会医療法人関愛会 三重東クリニク	社会医療法人関 愛会	豊後大野市三重町小坂字柳井 瀬四一〇九―六一	平二八・九・一
中村病院	医療法人恵愛会 (社団)	別府市秋葉町八―二四	平二九・一〇・一
牧歯科医院	牧 雅 保	佐伯市中村南町五―六	"
かわしまクリニク	社会医療法人玄 真堂	中津市大字宮夫一―一	平三〇・一・一〇
井福医院	井 福 正 明	豊後高田市新町二〇―一	平三〇・一・一
別府温泉病院	医療法人社団洗 心会	別府市大字野田二二―一	平三〇・二・一
石川胃腸科医院	石 川 晃	別府市東荘園五丁目一組	"
社会医療法人長門莫 記念会長門記念病院	社会医療法人長 門莫記念会	佐伯市鶴岡町一丁目一―五 九	"
クリニクオアシス	医療法人宇水会	宇佐市大字和気四七七―一	"
医療法人社団興裕会 イルカデンタル	医療法人社団興 裕会	別府市扇山一―四	"
あさひ薬局有限公司	あさひ薬局有限 会社	中津市中央町一丁目一七〇― 三	"
そうごう薬局日田豆 田町店	総合メデイカル 株式会社	日田市豆田町五―二四	"
有限会社たかはし薬 局	有限会社たかは し薬局	国東市武蔵町古市一二―三	"

大分県告示第三百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があった。

平成三十年二月二十三日

医療機関の名称	所 在 地	変 更 後	変 更 年 月 日
	変 更 前		
訪問看護ステーション宇佐	宇佐市四日市二〇一鶴 岡コーポD号	宇佐市大字下高四五― 一五	平三〇・一・一

大分県告示第三百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

平成三十年二月二十三日

医療機関の名称	所 在 地	休 止 年 月 日
	開 設 者 の 氏 名	
安心院わたなべ歯 科	大分県知事 広 瀬 貞	平二九・一〇・一六
わたなべ歯科	宇佐市安心院町木裳三八〇 一二	

大分県告示第三百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成三十年二月二十三日

大分県知事 広 瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
玖珠耳鼻咽喉科医院	日田玖珠広域市町村圏事務組合	玖珠郡玖珠町大字帆足二二二―四	平一九・四・二
ながの歯科医院	長野 敏朗	中津市上池永二二八〇―八	平二九・一二・三一
森田歯科クリニックス	森田 美樹	中津市大字永添上ノ原二七六五―一〇七	〃
ANS皮膚科クリニック	佐藤 典子	中津市大字中殿字福成四六四―一	平三〇・一・一八
末宗内科医院	末宗 敬康	中津市沖代町一丁目四―三五	平三〇・二・一

大分県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から再開の届出があつた。

平成三十年二月二十三日

大分県知事 広 瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	再開年月日
安心院わたなべ歯科	医療法人安心院わたなべ歯科	宇佐市安心院町木裳三三八〇―一二	平三〇・一・九

大分県告示第百三十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

大分県知事 広 瀬 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
大分県竹田市炭竈六七九―一  
大成・菅・友岡特定建設工事共同企業体  
所長 福原 八重二

2 特定事業場の所在地及び名称  
大分県竹田市大字志土知・川床地内

3 設置される特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

種類 バッチャープラント

能力 九〇m<sup>3</sup>/時

工事着手予定年月日 平三〇・四・二〇

工事完成予定年月日 平三〇・八・三〇

使用開始予定年月日 平三〇・一〇・一

使用時間 間欠

一日当たりの使用時間 約一二時間

使用の季節的変動 なし

汚水等の一日当たりの量	単位	通常	最大
	m <sup>3</sup> /日	三・〇	六・〇

項目	単位	通常	最大
		の値	の値

水素イオン濃度	mg/l	一一	一一
---------	------	----	----

生物化学的酸素要求量	mg/l	一〇	一五
------------	------	----	----

化学的酸素要求量	mg/l	一〇	一五
----------	------	----	----

浮遊物質	mg/l	四、〇〇〇	五、〇〇〇
------	------	-------	-------

汚水等の状態の値

汚水等の汚染状態の値	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始年月日	工事完成年月日	工事着手年月日	処理の方法	能力	主要寸法	構造	種類	4 汚水等の処理の方法					
					単位	m <sup>3</sup> /日												mg/l	mg/l	mg/l			
通常の値	処理前	一	一〇	一〇	一、九八五	通常	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿方式	二五〇m <sup>3</sup> /時	縦二・三三m×横九・一三m×高さ二・四六m 縦二・三三m×横一〇・五三m×高さ四・九一m	鉄骨構造	濁水処理装置	ノルマルヘキサン抽出物質	一	一〇	一・五		
最大の値	処理前	一	一五	一五	二、一七二	最大の値												五	一五	二・〇			
処理後	処理後	六・五	一〇	一〇	一、九八五																		
最大の値	処理前	一	一五	一五	二、一七二																		
処理後	処理後	六・五	一五	一五	二、一七二																		
<p>5 排水の量及び汚染状態の値</p> <p>排水口名 No. 一</p> <p>一日当たりの排水量</p> <p>単位</p> <p>通常</p> <p>最大の値</p> <p>一、九八五</p> <p>二、一七二</p>																		浮遊物質	mg/l	四、〇〇〇	一五	五、〇〇〇	一五
<p>1 縦覧期間</p> <p>平成三十年二月二十三日から同年三月十六日まで</p> <p>2 縦覧場所</p> <p>大分県生活環境部環境保全課及び竹田市役所</p> <p>大分県告示第百三十九号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号) 第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。</p> <p>平成三十年二月二十三日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>																		ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l	一未満	一五	一五	
<p>1 縦覧期間</p> <p>平成三十年二月二十三日から同年三月十六日まで</p> <p>2 縦覧場所</p> <p>大分県生活環境部環境保全課及び竹田市役所</p> <p>大分県告示第百三十九号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号) 第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。</p> <p>平成三十年二月二十三日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>																		化学的酸素要求量	mg/l	一〇	一五	一五	
<p>1 縦覧期間</p> <p>平成三十年二月二十三日から同年三月十六日まで</p> <p>2 縦覧場所</p> <p>大分県生活環境部環境保全課及び竹田市役所</p> <p>大分県告示第百三十九号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号) 第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。</p> <p>平成三十年二月二十三日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>																		生物化学的酸素要求量	mg/l	一〇	一五	一五	
<p>1 縦覧期間</p> <p>平成三十年二月二十三日から同年三月十六日まで</p> <p>2 縦覧場所</p> <p>大分県生活環境部環境保全課及び竹田市役所</p> <p>大分県告示第百三十九号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号) 第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。</p> <p>平成三十年二月二十三日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>																		浮遊物質	mg/l	一五	一五	一五	
<p>1 縦覧期間</p> <p>平成三十年二月二十三日から同年三月十六日まで</p> <p>2 縦覧場所</p> <p>大分県生活環境部環境保全課及び竹田市役所</p> <p>大分県告示第百三十九号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号) 第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。</p> <p>平成三十年二月二十三日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>																		ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l	一未満	一五	一五	
<p>1 縦覧期間</p> <p>平成三十年二月二十三日から同年三月十六日まで</p> <p>2 縦覧場所</p> <p>大分県生活環境部環境保全課及び竹田市役所</p> <p>大分県告示第百三十九号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号) 第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。</p> <p>平成三十年二月二十三日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>																		室素含有量	mg/l	一〇	一五	一五	
<p>1 縦覧期間</p> <p>平成三十年二月二十三日から同年三月十六日まで</p> <p>2 縦覧場所</p> <p>大分県生活環境部環境保全課及び竹田市役所</p> <p>大分県告示第百三十九号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号) 第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。</p> <p>平成三十年二月二十三日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>																		りん含有量	mg/l	一・五	一・五	二・〇	

指定区 域の名	所			在 地
	市町村	大字	字	
生桑	杵築市	八坂	堂ノ平	九〇五番二の一部（標柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分）、九〇五番七の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一六八七番の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分）、一七〇三番及び一七〇四番
			中溝	一五九一番一から一五九一番三まで、一六〇六番二、一六〇七番、一六〇九番、一六二一番、一六二二番一から一六二二番四まで、一六二三番一、一六二三番二、一六二四番及び一六三七番から一六三九番まで
			岩坪	一五九二番の一部（標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分）
			生桑寺	一六三六番、一六四〇番、一六四一番、一六四三番一から一六四三番三まで、一六四五番一、一六四八番一から一六四八番三まで、一六四九番四から一六四九番九まで、一六五〇番一、一六五〇番二、一六五一番一、一六五二番、一六六五番、一六六六番一、一六六六番二、一六六七番一、一六六七番二、一六六八番一の一部（標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分）、一六六八番二の一部（標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分）、一六六九番の一部（標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分）、一六七〇番の一部（標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分）
			生桑山	一六七二番の一部（標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分）一六七九番、一六八〇番一、一六八〇番三、一六八四番、一六八五番、一六八五番二、一六八六番一及び一七五四番一七〇五番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一七〇五番二、一七〇五番三、一七〇六番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）、一七〇六番二、一七〇六番三、一七一〇番一の一部（標柱四号から五号までを順次結んだ線の西側の部分）、一七一〇番二の一部（標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分）及び一七一〇番四の一部（標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分）
野辺	杵築市	守江	田内	一二九〇番一の一部（標柱四号と五号を結んだ線の北側の部分）、一二九〇番二、一二九〇番三、一二九〇番四の一部（標柱三号から五号までを順次結んだ線の西側の部分）、一二九一番一の一部（標柱一号と五号

平成三十年二月二十三日

指定区 域の名	所			在 地
市町村	大字	字		
日見2 津久見	日見	小浦	浜平	を結んだ線の北側の部分）、一二九一番二の一部（標柱一号と五号を結んだ線の北側の部分）、一二九一番六の一部（標柱一号と五号を結んだ線の北側の部分）、一二九一番九、一二九二番一の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一二九二番二、一二九三番の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一二九四番の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一二九五番二の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一二九六番一、一二九六番二の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一二九七番の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一二九八番一の一部（標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分）、一二九八番二の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三〇二番二、一三〇二番三、一三〇二番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三〇三番一、一三〇三番二、一三〇三番三の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三〇四番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三〇五番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三〇六番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三〇七番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三〇八番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三〇九番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三一〇番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三一一番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三一二番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三一三番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三一四番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三一五番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三一六番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三一七番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三一八番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三一九番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三二〇番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三二一番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三二二番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三二三番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三二四番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三二五番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三二六番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三二七番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三二八番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三二九番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三三〇番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三三一番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三三二番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三三三番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三三四番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三三五番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三三六番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三三七番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三三八番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三三九番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三四〇番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三四一番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三四二番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三四三番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三四四番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三四五番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三四六番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三四七番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三四八番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三四九番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三五一番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三五二番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三五三番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三五四番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三五五番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三五六番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三五七番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三五八番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三三九番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）、一三四〇番四の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）
<p>大分県告示第四百十号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定した急傾斜地崩壊危険区域の一部を次のとおり廃止する。</p> <p>平成三十年二月二十三日</p> <p>大分県知事 広瀬 勝 貞</p>				
<p>これらの土地に伴う国有地等無番地の全部</p>				

大分県報（告示）

		一一二六番の一五まで及び一一二九番から一一三二番まで
--	--	----------------------------

**附 則**  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十二年大分県告示第五百八十七号）の一部を次のように改正する。  
 指定区域の表の日見の項中

小 浦	一〇九三番から一一〇〇番の一まで、一一〇四番、一一〇五番、一一二六番の二から一一二六番の四まで、一一二六番の八の一部（一号標柱と二号標柱を結んだ線の東側の部分）、一一二六番の一〇から一一二六番の二〇まで、一一二六番の二二、一一二六番の三三から一一二六番の三六まで、一一二六番の五〇、一一二六番の五六から一一二六番の七一まで、一一二六番の七三、一一二六番の七七、一一二九番から一一四九番まで、一一五二番の一、一一五二番の二、一一八五番及び一一八六番
-----	---

小 浦	一〇九三番から一一〇〇番一まで、一一二六番三、一一二六番四、一一二六番八の一部（一号標柱と二号標柱を結んだ線の東側の部分）、一一二六番一一、一一二六番一六から一一二六番二〇まで、一一二六番二二、一一二六番三三から一一二六番三六まで、一一二六番五〇、一一二六番五六から一一二六番七一まで、一一二六番七三、一一二六番七七、一一三三番から一一四九番まで、一一五二番一、一一五二番二、一一八五番及び一一八六番
-----	--

**○警察本部訓令**

**大分県警察本部訓令第1号**

警 察 本 部  
 警 察 学 校  
 警 察 署  
 警察通信指令技能検定に関する規程（平成22年大分県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月23日

大分県警察本部長 太刀川 浩 一

第2条から第7条までを削り、第8条を第2条とし、第9条を第3条とし、第10条を第4条とする。

第11条第1項中「分科会」を「生活安全部地域課通信指令室長（以下「通信指令室長」という。）」に、「委員会」を「生活安全部長」に改め、同条第2項中「分科会」を「通信指令室長」に、「委員会」を「生活安全部長」に改め、同条を第5条とする。

第13条中「通信指令室長を経由して」を削り、「分科会長」を「通信指令室長」に、「委員長」を「生活安全部長」に改め、同条を第6条とする。

第6条の次に次の2条を加える。  
 （中級検定及び上級検定の特例）

**第7条** 通信指令室長は、前4条の規定にかかわらず、中級検定又は上級検定の資格に必要な警察通信指令に係る技能及びこれに関する知識を有すると認める者について、通信指令技能検定（中級・上級）推薦上申書（第2号様式）により、生活安全部長に、検定合格者として推薦することができる。

2 生活安全部長は、通信指令室長が推薦した者について、技能検定を行わずに、中級検定又は上級検定に合格したものとすることができる。  
 （結果の通知）

**第8条** 技能検定の結果については、初級検定にあつては通信指令室長が、中級検定及び上級検定にあつては生活安全部長が、通信指令技能検定結果通知書（第3号様式）により、受検者又は前条第1項に規定する推薦を受けた者が所属する所属長に通知するものとする。

第12条を削る。

第14条及び第15条を削る。

第16条中「委員長」を「通信指令室長」に改め、同条を第9条とし、第17条を第10条とする。

別表中「第10条」を「第4条」に改める。  
 第1号様式（その1）中「第13条」を「第6条」に、「通信指令技能検定委員会分科会長」を「生活安全部地域課通信指令室長」に改め、同様式（その2）及び（その3）中「第13条」を「第6条」に、「通信指令技能検定委員会委員長」を「生活安全部長」に改める。  
 第2号様式から第4号様式までを次のように改める。





